

役員等報酬等支給基準

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 後世福祉会（以下「法人」という。）の定款第21条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(役員等に対する報酬の額の支給)

第3条 評議員会の承認を得て、役員等の報酬の額を決定し支給することができる。
2 役員等の報酬額は、それぞれ別表1に定める。

(費用)

第4条 法人は、役員等の職務執行に要する費用を支弁することができる。

(公表)

第5条 法人は、この規程をもって報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(補則)

第6条 この規程の実施に関して必要な事項は理事長が別に定める。

附則 この規程は、平成29年6月10日より実施する。

別表1

内 容	金 額
理事の報酬	無報酬
監事の報酬	無報酬
評議員の報酬	無報酬